



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

[http:// www.
okamoto-pat.jp/](http://www.okamoto-pat.jp/)

2018/APRIL 204号

★ 商標審査便覧の改訂 ★

改訂された商標審査便覧 41.100.03（「商標の使用又は商標の使用の意思を確認するための審査に関する運用について」）が本年4月2日から施行されました。現在出願中のものでもこの日以降に審査を受けるときは、改訂後の取り扱いが適用されます。この改訂は類似群のカウント方法等の変更に伴う取り扱いに関するもので実務上極めて重要です。

1. 類似群とは

商標の実務担当者にとっては基本中の基本ですが、「類似群」とは、相互に類似関係にあると考えられている商品や役務をグループ化したものをいいます。各グループの商品又は役務には、数字とアルファベットの組み合わせからなる5桁の共通コードである「類似群コード」が付されています。審査実務上、同じ類似群コードが付された商品及び役務については、原則として相互に類似するものと推定されます。例えば、第1類の「化学品(01A01)」の中の商品はすべて相互に類似するものとして取り扱われますが、同じ第1類でも「肥料(02A01)」とは類似群が異なるので非類似の商品として取り扱われます。

実社会では商品や役務の類似関係は非常に難しい問題ですが、予め類似関係を公示してもらっていると審査官にとって審査がはかどりますし、出願人にとっても審査官の判断が予測可能となり商標選択が容易になります。商標紛争も未然に防がれる場合が多いと思われれます。

2. 本年4月1日までの取り扱い

本年4月1日までは、願書に記載できる指定商品・役務の数に制限があり、実際に使用をしている事実や、将来の使用予定があるといった特別な事情がある場合を除いて、1区分内で7類似群を超えてはいけないという運用がされていました。

3. 本年4月2日以降の取り扱い

今回の改訂で、1区分内における類似群の上限は22となります。以前に比べて、かなり多くの指定商品・指定役務が記載できるようになり、出願人にとっては、広い範囲での権利の取得が可能となりそうです。

ただし、同時に類似群のカウント方法も変更になります。たとえば、第9類の「電子出版物」には、「26A01」と「26D01」の2つの類似群が付されています。このように複数の類似群が付されている場合、以前は、類似群をカウントするとき例外的に合わせて1つとされていました。すなわち、「電子出版物」は、「26A01」と「26D01」で合わせて1つの類似群とカウントされていました。

今回の改訂で、このような運用は廃止され、そのまま足してカウントすることになりました。つまり、上記の「電子出版物」を指定すると、類似群の数は2つとカウントされることになりました。このカウント方法の変更にもかかわらず、改訂後の類似群の上限は「22」に増加されたのですから、ほとんどの場合、出願人にとってかなり有利になるものと思われれます。

4. 例外

本年4月2日以降であっても、小売等役務に関する第35類の類似群（35K01～35K99）についてはそれ以前と同様、原則として1つの類似群しか認められません。たとえば、「自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供(35K04)」と「二輪自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」(35K05)は同じ第35類ですが、現実に使用されている等の特別な事情があるときを除き、1出願の中で同時指定はできません。